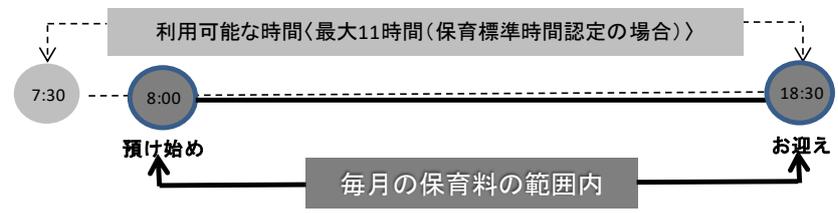
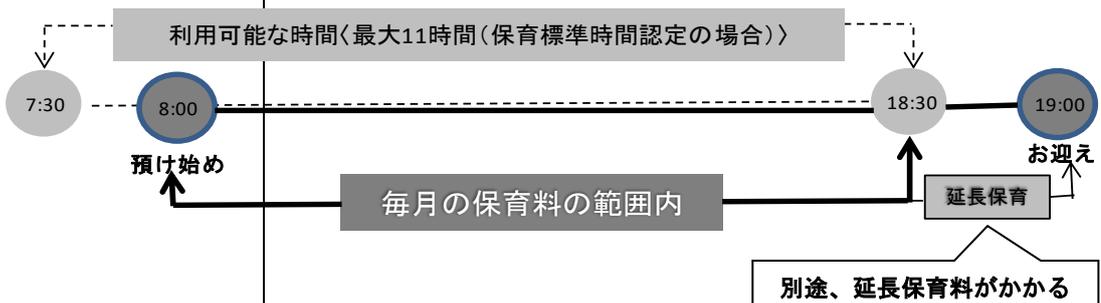


Q&A

	Q (質問)	A (答え)
1	認可保育施設の入所申込はいつからできますか？ 締切りはありますか？	申込は随時受付けています。 出生届を出した日から申し込みができます。 ※4月入所選考に限り出生前申込を受け付けます。【P2 参照】 締切日については P2 で確認してください。
2	4月入所以外は認可保育施設に入れませんか？	本市では毎月入所選考を行っているため、4月以外でも入所できる可能性はあります。ただし、基本的には4月選考で各園定員どおりに入所者を決定しており、年度中は空きがない状況が続くため、年度途中の入所は難しい場合が多いです。 ※在園児の退園等で、年度途中でも空きが発生する場合があります。
3	入所しやすい園はありますか？	年度途中の選考については、各園の空き状況を「交野市 HP 保育所のページ」と「こども園課窓口」にて公表していますので、参考にしてください。（入所月の前々月 25 日以降に公開します） ※空きがある場合も、入所選考により入所者を決定するため、必ず入所できるわけではありませんのでご注意ください。
4	選考の結果は、いつどのように分かりますか？	選考結果の通知時期等は、入所案内 P2 で確認してください。
5	第5希望まで記入した方がいいですか？	希望園を多くすると、その分、「選考対象になる園」が多くなることは事実ですが、入所内定が出ても通えない園は、希望しないようにしてください。なお、内定を辞退した場合、同年度中の選考については減点されます。【Q6 参照】 なお、希望園の多少で入所選考の点数は変動しませんが、より多くの園を希望しているの方が、同点の場合の優先順位は高くなります。
6	入所内定した際、辞退したらどうなりますか？	入所内定を辞退した方は、保育の必要性が低いと判断し、原則として、 <u>同年度中はマイナス5点の調整点を適用します。</u> また、辞退以後は入所保留証明書（内定が出なかった証明）の発行は一切行いません。 希望日・希望園をよく確認して申し込んでください。
7	小規模保育施設の利用を考えていますが、子どもが3歳児クラスになる時は、どうすればよいのですか？	小規模保育施設に入所した方には、入所時に3歳児クラス以降の希望をお聞きします。保育施設の利用を希望する方は、転園申請していただき、選考により転園先（認定こども園・保育所）を決定します。 <u>ただし、施設の空き枠数によっては、内定が出ない場合もあります。</u> ■小規模卒園時の選考における優先について ・調整点（10点）を加点します。【P12 参照】 ・連携施設（下記参照）については、他の児童に優先して選考します。 ■連携施設について 小規模保育施設は、卒園後の通い先を確保するための「連携施設」（近くの幼稚園、認定こども園、保育所）を設定しており、連携施設には、他の児童に優先して転園することができます。 <u>※連携施設が幼稚園や認定こども園の幼稚園部分であり、保育入所での連携ではない場合もありますのでご注意ください。</u> 各小規模保育施設の連携施設は、各施設の紹介ページ（P27～30）で確認してください。詳細については各園にお問合わせください。

8	<p>育児休業明けに保育施設に入所したい旨の申込をしていましたが、選考により入所できませんでした。入所できなかった証明があれば育児休業を延長できますが、発行してもらえますか？</p>	<p>■ 4月1次選考 入所保留通知をお送りするので、その通知をお使いください。</p> <p>■ 4月2次選考、5月～3月選考 保護者からの交付申請により「入所保留証明書」を発行します。証明には、選考時点での児童名・児童の生年月日・申請日・希望日・希望園・保護者名・住所が記載されます。発行は保留月の前月中旬以降となります。</p> <p>※育児休業給付金の受給期間の延長等の制度については、勤め先または、ハローワークで確認してください。</p>
9	<p>第1希望の施設に入所できませんでした。内定した施設に通園しながら、転園を希望することはできますか？</p>	<p>できます。転園申請を行ってください。</p> <p>転園申請の時期・手続き等については、P8で確認してください。</p>
10	<p>市立園と私立園の違いはなんですか？</p>	<p>市立園は2園とも同じ保育目標でカリキュラム等が同じです。</p> <p>私立園は保育目標などがそれぞれに違い、独自の特色があります。</p> <p>園によって入園準備の購入品、延長保育時間など様々な違いがありますので、希望園へ事前見学するなどして確認してください。</p>
11	<p>施設の種類や市立か私立かで、保育料が違いますか？</p>	<p>保育料（利用者負担額）は、世帯の「市民税所得割額」を本市の「利用者負担額表（P13～15）」に当てはめ決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「認定こども園・保育所」と「小規模保育施設」では、「利用者負担額表」が異なるため、同じ市民税所得割額でも保育料が異なります。</li> <li>●市立・私立ともに同じ保育料です（ただしQ10に記載のとおり、他の費用は異なります。）。</li> </ul>
12	<p>祖父母と同居していますが、祖父母の市民税額は保育料の算定の対象となりますか？</p>	<p>父母の市民税に課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。父母が非課税の場合でも、父または母に一定の収入（年間103万円以上）があれば、祖父母は算定の対象となりません。</p>
13	<p>婚姻関係はありますが、事実上別居(離婚)状態です。ひとり親家庭として認定されますか？</p>	<p>婚姻状態が解消されていない場合でも、<u>住民票が別</u>で、かつ家庭裁判所等で離婚調停中の証明等があれば、ひとり親家庭として認定をします。入所後の保育料の算定もひとり親家庭として算出します。</p> <p>※祖父母と同居等の場合は、Q12のとおり祖父母で算出する場合があります（例：母の収入が年間103万円未満、または税控除や健康保険などで祖父母の扶養に入っている場合は、当該祖父母で算出します）。</p>
14	<p>今は他市に住んでいますが、申込みできますか？</p>	<p>申込時点で他市の方であっても入所希望日時点で交野市民である予定の方は申込可能です。入所内定が出た場合には、入所日の前月末までに転入してください（入所日時点で交野市に住民登録があることが必要）。</p> <p>申込後、転入が延期になる場合は、元の入所希望日の2ヶ月前までに入所希望日の変更をしてください。</p> <p>内定後、入所日の前月末までに転入が確認できない場合は、入所内定を取消します。</p>

15	今は他市在住で保育施設に在園しています。転入予定で交野市の施設に入所申込するにあたり、調整点はつきますか？	入所希望日が転入予定月の次月に限り、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に2・3号認定で入所しており、かつ入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合、在園証明書の提出により調整点をつける事が可能です。
16	交野市に転入予定ですが、申込には何年度の税証明が必要ですか？	入所希望日により、必要な税証明の年度が異なります。 <b>■入所希望日が4月～8月の場合</b> 入所希望年度の前年度の税証明が必要です。 ※前年度交野市課税（前年1月1日時点で交野市に住民登録あり）の場合は不要 <b>■入所希望日が9月～翌3月の場合</b> 入所希望年度の税証明が必要です。 ※当年度交野市課税（当年1月1日時点で交野市に住民登録あり）の場合は不要
17	求職中で内定した際、90日以内に仕事を見つけようと思っていますが、就労を月途中から開始する場合は開始日から標準時間認定に変更してもらえますか？	支給認定は月単位で行うため、月途中で標準時間認定に変更することはできません。 ただし、就労証明書を前月末までに提出すれば、就労開始月から標準時間認定にすることができます（提出が就労開始日当月になった場合は、翌月1日から標準時間認定になります。）。 まずは就労が決まった時点でこども園課までご連絡ください。
18	保育認定が受けられない場合はありますか？	保育認定（2・3号認定）は、保育を必要とする事由（P3参照）がないと、認定が受けられません。なお、認定を受けても、保育施設の定員に余裕がないと入所できません。
19	支給認定証が必要です。どうしたら発行してもらえますか？	交野市では申請後・入所内定時・保護者の申出時のいずれかにより支給認定証の交付を行います。申請中の方で支給認定証が速やかに必要な場合は、こども園課までご連絡ください。 企業主導型保育に通園する方で支給認定証が必要な方は、支給認定申請を行ってください。
20	保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができるということでしょうか？	施設が定める利用可能な時間帯の範囲内であれば最大11時間までは追加料金なしで預けることができますが、実際に利用できる時間は、例えば就労の場合は、就労時間＋通勤時間の範囲で施設が定めた時間での利用となります。 
21	保育認定の有効期間は何年ですか？	認定の有効期間は、基本的には小学校就学前までです。 <b>■2号認定：小学校就学前まで</b> <b>■3号認定：満3歳の誕生日の前日に2号認定に切り替わる。</b> 下記事由による認定の場合は認定期間が限定されます。 <b>■求職活動…3ヶ月</b> <b>■出産…産前産後期間で最大3ヶ月</b> 保育の必要性の認定をうける事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定を取り消します。 ※入所要件の確認のために毎年2月頃に『現況届』と『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただきます。

22	<p>現在、保育施設の申込をしていますが、下の子を妊娠しました。出産の為に保育施設が必要です。どうすればよいのですか？</p>	<p>元の申込とは別に「出産（産前産後）」の事由で入所申込を行ってください。</p> <p>■<b>出産（産前産後）の入所期間</b>          出産予定日の前 6 週の日が属する月から後 8 週経過日の属する月までの間で 3 ヶ月間の限定入所  <u>※出産で入所できる月について事前にこども園課に相談してください。</u></p> <p>■<b>申込時期</b>          出産で入所したい月の入所申込期限までに行ってください。</p> <p>■<b>必要書類</b>          ①入所申込書、②母子手帳の写し【P3 参照】</p> <p>■<b>注意</b>          元の入所申込内容で産前休暇に入ってから内定が出てしまうと、申立相違となり内定が取消しになる可能性があります。          下の子の妊娠がわかった時点で、こども園課に必ず連絡してください。</p>
23	<p>現在、保育施設の申込をしていますが、下の子を出産しました。産後、育児休業を取得しますが、申込児童は保育施設に入れますか？</p>	<p><u>育児休業期間中の入所はできません。</u></p> <p>下の子の出産後に育児休業を取得される方は、上の子の希望日を下の子の育児休業明けに変更してください。</p> <p>■<b>変更時期</b>          産前休暇に入るまでに内定がでなければ、こども園課に希望日変更の連絡をしてください。</p> <p>■<b>注意</b>          育児休業中に内定が出た場合、復職ができなければ申立相違となり内定が取消しになります。          下の子の妊娠がわかった時点で、こども園課に必ず連絡してください。</p>
24	<p>現在保育施設に入所中で、下の子の出産の為に、母の実家（遠方）での里帰り出産を予定しています。その間、園を休む事はできますか？</p>	<p>長期欠席届を提出し、欠席をする事は可能です。自己都合での欠席となりますので、その間毎月の保育料はかかります。</p> <p>※退所（園）を希望される方は、退所（園）届を提出して下さい。          ただし再入所するためには、新規の入所申込が必要になり、選考にて内定が出た場合のみ再入所が可能ですのでご注意ください。</p>
25	<p>施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか？また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか？</p>	<p>利用している施設が延長保育事業を実施している場合は、延長保育を利用できます。</p> <p>延長保育を利用するには、通常の保育料とは別に、延長保育料がかかります。</p> <p>（例：通常保育時間が 7 時 30 分～18 時 30 分までの施設において、8 時～19 時まで預ける場合、18 時 30 分～19 時は延長保育となります。）</p> 

A large empty rectangular box intended for notes.



入所申込後、入所後も  
状況が変わる場合は、必ず申し出てください。